

新型コロナウイルス感染症対策に伴う学校一斉臨時休校等にかかる  
取組状況について（中間報告）

教育政策課

令和 2 年 2 月 21 日、熊本市内において新型コロナウイルス感染者が確認され、その後感染が拡大したことを踏まえ、本市教育委員会が各学校に対し、感染拡大を防止するため、これまで講じた取組を報告するもの。

## 1. これまでの主な動き

2月21日	：熊本市内において新型コロナウイルス感染者が確認
2月22日	：市長記者会見
2月27日	：政府対策本部長の安倍総理大臣が、全国の小中学校等の臨時休校を要請
2月28日	：文部科学省より、小中学校等の一斉臨時休校について通知
//	：臨時教育委員会会議を開催し、3/2 から 3/24 までの臨時休校を決定
3月2日	：熊本市立の各学校（幼稚園を除く。）の 3/24 までの臨時休校を実施
//	：児童育成クラブの臨時開設を実施（8：00～18：00）

## 2. これまでの主な取組

- ①【2月23日】：「熊本市内における新型コロナウイルス感染者の発生に伴う対応について」を通知
  - ・学校保健安全法第 19 条による出席停止の措置とするもの
  - ・学校保健安全法第 20 条による臨時休校（14 日間）の措置とするもの
  - ・卒業式、修了式及び退任式などの学校が主催する行事の取り扱い等について 等
- ②【2月28日】：「新型コロナウイルス感染症対策のための小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における一斉臨時休校について」を通知
  - ・臨時休校措置とする期間は 3/2 から 24 ※3/9 は臨時登校日とすることができる
  - ・臨時休校期間中の児童生徒等については、基本的に自宅で過ごすよう指導
  - ・児童育成クラブについては、平日及び土曜日の 8：00 から 18：00 開設
  - ・市立高等学校及び特別支援学校の入学選抜試験については、3/10 及び 11 に実施
  - ・卒業証書授与式の対応については、教職員、卒業生、保護者(同居者)のみで実施
  - ・教職員の服務について 等
- ③【2月28日】：「新型コロナウイルス感染症対策のための一斉臨時休校中の生活について」を通知
  - ・臨時休校中の家庭での過ごし方等について 等
- ④【3月1日】：「児童育成クラブの臨時開設に伴う学校施設の使用について」
  - ・感染防止のため十分な空間が確保できるよう、体育館や余裕教室等を開放依頼

⑤【3月4日】：「修了式の取り扱い及び児童生徒が登校する前の教室等の清掃等について」

- ・3/24は、各学校において修了式を実施することができる
- ・臨時登校日、卒業式、修了式等における教室等の換気・清掃・消毒の実施依頼

⑥【3月4日】：「新型コロナウイルス感染症対策のための小学校、中学校における臨時休業に伴う教育課程について」

- ・授業日、未指導内容、通知表の扱いについて 等

⑦【3月6日】：「新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う、臨時休校措置に係る児童育成クラブにおける入会基準の緩和措置について」

- ・臨時休校期間（3/2から3/24）の入会基準を一部緩和
- ・今回の緩和措置の適用に限り、短期（1箇月以下）の入会を認める 等

### 3. その他

①児童育成クラブの運営状況について

- ・92校区中、90校区で開設（未開設：隈庄校区、田原校区）
- ・利用率は概ね40%で推移
- ・人員体制は、児童育成クラブ支援員、学校図書館司書業務補助員、給食調理補助員、学級支援員、公立公民館嘱託職員等で運営

	3/2	3/3	3/4	3/5	3/6	3/7		3/9	3/10
公営クラブ	2,075	2,034	1,974	2,038	2,155	417		2,778	2,183
民営クラブ	178	181	184	170	188	11		192	184
利用総数	2,253	2,215	2,158	2,208	2,343	428		2,970	2,367
利用率	39%	38%	37%	40%	43%	8%		55%	46%
※一定数の退会者が見られる。休校に伴い、兄弟姉妹の関係で、利用不要の児童が出てきたと推察する。									
※3/9は、登校日（91校/92校実施）									

②臨時相談窓口の開設状況について

- ・一斉臨時休校に伴い、3/2付、教育政策課に臨時相談窓口を設置。
- ・3/11 正午現在で46件

[主な相談内容]

- ・中心市街地やショッピングモール、ファミリーレストラン、ファーストフード店、カラオケボックス等で児童生徒らしき子どもを多く見かける。一斉臨時休校とした意味のさらなる周知と指導を徹底してもらいたい。
- ・一斉臨時休校したにも拘らず、臨時登校日や卒業式、修了式等を設けることは矛盾しているのではないか。
- ・一斉臨時休校の趣旨は理解するが、3週間近く子どもを外出させないことでのストレスが、今後、子どもに与える影響が心配である。 等

③3/9 臨時登校日の実施状況について

- ・小学校 92 校中、91 校で実施（うち 1 校は 6 年生のみ）1 校は未実施（託麻東小）
- ・中学校 42 校すべてが実施

④臨時休校期間における学習支援について

・家庭学習で利用可能な教材を委員会から例示し、3/9 の登校日に冊子、プリントを中心とした教材を配付。

・加えてデジタル教材としてタブレットの持ち帰りや WEB 教材を紹介。

①原則として小学校 5 年生、中学校 2 年生で学校タブレットの持ち帰り。

②学校用タブレットは、ドリル活用や遠隔授業等、様々な活用可能。

③個人 PC やタブレットからも使用できるよう、ドリルやおすすめ学習サイトを準備。

⑤市立高等学校、平成さくら支援学校の入試状況について

校 名	入試日	定 員	受験者数	倍 率
必由館高校（前期）	2/3	60	138	2.30
千原台高校（前期）	//	100	207	2.07
必由館高校（後期）	3/10、11	300	410	1.37
千原台高校（後期）	//	100	123	1.23
平成さくら支援学校	3/10	24	27	1.13

【参考】学校保健安全法

第19 条（出席停止）

校長は、感染症にかかっている疑いがあり、又はかかるおそれのある児童生徒等があるときは、政令で定めるところにより、出席を停止させることができる。

第20 条（臨時休業）

学校の設置者は、感染症の予防上必要があるときは、臨時に、学校の全部又は一部の休業を行うことができる。